

公益社団法人 臨床心臓病学教育研究会
入会及び退会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 8 条に定める会員について定款第 9 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第 2 条 この法人の正会員は、次のとおりとする。

- (1) A 会員：本会の目的に賛同して入会した医師、歯科医師及び薬剤師
- (2) B 会員：本会の目的に賛同して入会した看護師その他医療従事者
- (3) C 会員：本会の目的に賛同して入会した一般の個人
- (4) D 会員：本会の目的に賛同して入会した団体
- (5) G 会員：本会の目的に賛同して入会した学生
- (6) K 会員：本会の目的に賛同して入会した卒後 3 年までの研修医

(賛助会員)

第 3 条 この法人の活動を賛助する個人又は団体は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(名誉会員)

第 4 条 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(入会手続)

第 5 条 会員になろうとする者は、別表に掲げる内容を含む入会申込書を提出しなければならない。

(退 会)

第 6 条 会員はいつでも退会通知を提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 第2条

- (1) A 会員：「薬剤師」を追加する。
- (2) B 会員：「看護師その他医療従事者」に変更する。
- (5) G 会員：「学生」に変更する。

以上につき平成25年6月20日施行

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1 個人正会員及び賛助会員

- (1) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、FAX、メールアドレス
- (2) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話、FAX、メールアドレス
- (3) 会費請求書及び資料等の送付先
- (4) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
ー機関誌等での公表とその範囲(氏名)
- (5) 正会員または賛助会員の別、及び年会費額

2 団体(法人)正会員及び賛助会員

- (1) 団体(法人)名、所在地、代表電話、FAX、メールアドレス
- (2) 代表者氏名、役職
- (3) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話、FAX、メールアドレス)
- (4) 会費請求書及び資料等の送付先
- (5) 団体(法人)正会員及び賛助会員の場合の年会費額